

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画主体	宮崎県児湯郡西米良村

西米良村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林振興課
所在地 宮崎県児湯郡西米良村大字村所 15 番地
電話番号 0983-36-1111
F A X 番号 0983-36-1207
メールアドレス ma-nakatake@vill.nishimera.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	西米良村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻 イモ類(イセイモ) 等	0.87ha 892千円
シカ	果樹(ユズ) 等	0.50ha 525千円
サル	野菜(大根等) 果樹(スモモ、カキ等) 等	1.07ha 826千円

(2) 被害の傾向

イノシシ	<p>村内全域に生息しており、生息頭数は把握できていない。 被害の発生時期は、水稻5月～10月、タケノコ12月～5月、イモ類通年である。 被害の発生場所は、村内全域の田畑、竹林等であり、被害地域の増減については、村内全域の田畑、竹林等で依然として被害が発生している。</p>
シカ	<p>村内全域に生息しており、生息頭数は把握できていない。宮崎県の調査によると県全域での生息頭数は、平成26年度115,000頭、本村のーツ瀨川北部地域での生息密度は14.9頭/km、ーツ瀨川南部地域での生息密度は29.4頭/kmである。(第2期宮崎県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画より) 被害の発生時期は、ユズ通年、造林木(スギ等)通年、タケノコ3月～5月である。 被害の発生場所は、村内全域の田畑、造林地、竹林等であり、被害地域の増減については、村内全域の田畑、造林地、竹林等で依然として被害が発生している。</p>
サル	<p>村内全域に生息しており、生息頭数は把握できていない。宮崎県の調査によると、本村東部を含む地域(新富町～西都市～西米良村東部)7群430頭～500頭、本村北西部を含む地域(西米良村北西部～椎葉村南部)3群、60頭～90頭である。(第2期宮崎県第二種特定</p>

	<p>鳥獣(ニホンザル)管理計画より)</p> <p>被害の発生時期は、大根10月～1月、果樹(スモモ、カキ等)9月～12月、シイタケ1月～4月、10月～12月、タケノコ3月～5月である。</p> <p>被害の発生場所は、村内全域の田畑、竹林等であり、被害地域の増減については、これまで生息が確認されていなかった小川地区でも生息が確認され、村内全域の田畑、竹林等で被害が発生している。まれに民家付近まで近づいてくることもあり、生活環境への被害も懸念される。</p>
--	--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
イノシシ	0.87ha 892千円	0.73ha 758千円(15%削減)
シカ	0.50ha 525千円	0.43ha 446千円(15%削減)
サル	1.07ha 826千円	0.91ha 702千円(15%削減)
合計	2.44ha 2,243千円	2.07ha 1,906千円(15%削減)

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【捕獲体制の整備】</p> <p>(1) 西米良村有害鳥獣対策協議会 平成16年4月1日設立</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲班 散弾銃及びわなによる捕獲活動、7班60名(有害鳥獣捕獲班6班、野生猿特別捕獲班1班)</p> <p>(3) 猟友会</p> <p>(4) 鳥獣被害対策実施隊 平成24年3月30日設立</p> <p>(5) 有害鳥獣対策員 有害鳥獣対策協議会と鳥獣被害対策実施隊員が業務契約を交わし、6名選任する。被害の発生している地域での捕獲や追払い、被害対策の指導・助言、被害状況の把握調査を行う。H26年度から事業開始。</p> <p>【捕獲機材の導入】</p> <p>(1) 西米良村有害鳥獣対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、シカ用箱わな：H28年度6基導入 ・サル用大型囲いわな：H28年度2基設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の高齢化、確保 ・野生鳥獣の追払いや捕獲等の被害防止技術の普及及びそれに関わる人材の育成 ・効果的な捕獲等を実施するために必要となる加害群・個体の実態把握

	【捕獲鳥獣の処理方法等】 (1) ジビエ施設(上米良地区資源活用加工所)への持込み (2) 殺処分(埋設もしくは自家消費)	
防護柵の設置等に関する取組	【侵入防止柵の設置・管理】 ・電気防護柵設置補助事業 ・シカネット設置補助事業 【追上げ・追払い活動】 ・有害鳥獣対策員による追払い活動 【放任果樹の除去等】 ・有害鳥獣対策員による放任果樹の除去の指導巡回	・地域ぐるみでの鳥獣被害対策の推進 ・緩衝帯の設置

(5) 今後の取組方針

被害面積及び被害金額について、イノシシ、シカは減少傾向にあるが、サルは増加傾向にある。従来講じてきた捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置・管理については、今後も取組を推進する。

更なる取組強化を図るため、捕獲従事者の確保、野生鳥獣の追払いや捕獲等の被害防止技術の普及及びそれに関わる人材の育成、加害群・個体の実態把握に努める。具体的には、地域での鳥獣被害対策を効果的に実施するための技術指導者である鳥獣被害対策マイスターの研修受講を推進する。有害鳥獣対策員による捕獲や追払い、放任果樹の除去及び侵入防止柵の適切な設置・管理等の被害対策の指導・助言、被害鳥獣や被害状況の把握調査等を行う。

生息環境管理の適切な管理のため、集落や農地の環境改善、森林環境の保全・整備等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

(1) 西米良村有害鳥獣対策協議会

平成16年4月1日設立

(2) 鳥獣被害対策実施隊

① 設立日 平成24年3月30日

② 構成員 西都地区猟友会西米良支部の班編成に基づく有害鳥獣捕獲班及び村職員

③ 隊員数 62名(平成28年10月末時点)

うち狩猟免許取得者数

60名(銃猟免許44名、わな猟免許39名、網猟免許0名)

※ 猟友会及び有害鳥獣捕獲班を兼ねる

有害鳥獣捕獲班の班編成は7班60名
 (有害鳥獣捕獲班6班、野生猿特別捕獲班1班)

- ⑤地位 非常勤の特別職
- ⑥活動内容 有害鳥獣の捕獲等の被害軽減対策を行う。
- ⑦民間隊員の報酬 年額3,000円

(3) 有害鳥獣対策員

有害鳥獣対策協議会と鳥獣被害対策実施隊員が業務契約を交わし、6名選任する。被害の発生している地域での捕獲や追払い、被害対策の指導・助言、被害状況の把握調査を行う。H26年度から事業開始。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度～ 31年度	イノシシ シカ サル	西米良村有害鳥獣対策協議会と連携し、捕獲機材の導入を行い、捕獲を推進する。 新規銃猟免許取得者に対する補助を実施し、住民への呼びかけ、情報提供を行い、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシの捕獲頭数は、過去3年間とも年約110頭である。イノシシの生息頭数は減少傾向にあると見られ、過去3か年のイノシシによる被害状況は減少傾向にある。</p> <p>山中において猟友会が有害捕獲を行うとともに、実施隊による捕獲や追払い、被害対策の指導・助言、被害状況の把握調査を推進する。これらの取組強化により捕獲頭数は約2割増加の年間130頭を計画する。</p> <p>シカの捕獲頭数は、過去3年間とも年約590頭である。シカの生息頭数は減少傾向にあると見られ、過去3か年のシカによる被害状況は減少傾向にある。</p> <p>山中において猟友会が有害捕獲を行うとともに、実施隊による捕獲や追払い、被害対策の指導・助言、被害状況の把握調査を推進する。これらの取組により捕獲頭数は過去3年間の捕獲頭数と同じく年間590頭を計画する。</p> <p>サルの捕獲頭数は、過去3年間とも年約35頭である。サルの生息頭数は増加傾向にあると見られ、過去3か年のサルによる被害状況は増加傾向にある。</p> <p>山中において猟友会が有害捕獲を行うとともに、実施隊による捕獲や追払い、被害対策の指導・助言、被害状況の把握調査を推進する。サル大型囲い</p>

わな2基を活用した群れごとの捕獲を行う。これらの取組により捕獲頭数は約2割増加の年間42頭の捕獲を計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	130頭	130頭	130頭
シカ	590頭	590頭	590頭
サル	42頭	42頭	42頭

捕獲等の取組内容
<p>【わな等の捕獲手段】</p> <p>(1) 西米良村有害鳥獣対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、シカ用箱わな：H28年度6基導入 ・サル用大型囲いわな：H28年度2基設置 <p>(2) 実施隊員による箱わなやくくりわなによる捕獲活動</p> <p>【捕獲の実施予定時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱わなやくくりわなについては、被害が大きい時期や場所を中心に年間を通じて捕獲を実施する。 ・サル用大型囲いわなについては、被害が大きい地区に設置し、年間を通じて捕獲を実施する。 <p>【捕獲予定場所等】</p> <p>別添図面のとおり</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容

	29年度	30年度	31年度
イノシシ	電気防護柵6基設置 2段500m	電気防護柵6基設置 2段500m	電気防護柵6基設置 2段500m
シカ	シカネット設置 2,500m	シカネット設置 2,500m	シカネット設置 2,500m
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵 1,400m		ワイヤーメッシュ柵 3,100m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度 ～31年度	イノシシ シカ サル	<p>捕獲従事者の確保、野生鳥獣の追払いや捕獲等の被害防止技術の普及及びそれに関わる人材の育成、加害群・個体の実態把握に努める。具体的には、地域での鳥獣被害対策を効果的に実施するための技術指導者である鳥獣被害対策マイスターの研修受講を推進する。有害鳥獣対策員による捕獲や追払い、放任果樹の除去及び侵入防止柵の適切な設置・管理等の被害対策の指導・助言、被害鳥獣や被害状況の把握調査等を行う。</p> <p>生息環境管理の適切な管理のため、集落や農地の環境改善、森林環境の保全・整備等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。</p>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

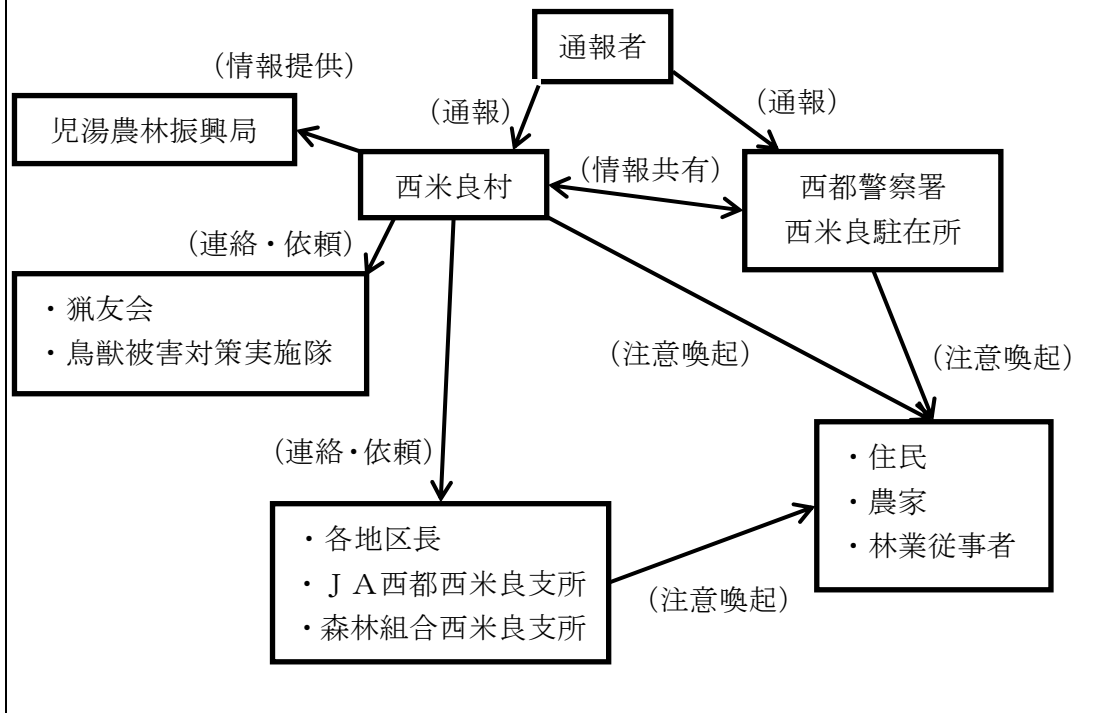
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
児湯農林振興局	被害防止活動の支援
西都警察署西米良駐在所	生命・身体の保護、避難等に関する支援
西米良村	緊急時の各団体への連絡調整、対策本部、各団体の活動への支援
鳥獣被害対策実施隊	対象個体の捕獲や追払い、対象地域の巡回
猟友会	対象個体の捕獲や追払い、対象地域の巡回
児湯広域森林組合西米良支所	対象地域付近への林業従事者への注意喚起
西都農業協同組合西米良支所	対象地域付近への農家への注意喚起
各地区長	対象地域住民への緊急連絡

(2) 緊急時の連絡体制

通報等があった場合は役場から各団体へ連絡。内容に応じて不要と判断した団体への緊急連絡は省く。

※役場以外の団体に最初の通報等があった場合は、まず役場に連絡してもらうこととする。



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	西米良村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
西都地区猟友会西米良支部	野生鳥獣の分布状況把握及び駆除等
西都農業協同組合西米良支所	農産物情報の収集等
農業共済組合関係者	
児湯広域森林組合西米良支所	林産物情報の収集等
西米良村	施策の立案、対策の実施、指導、被害調査及び駆除許可等
児湯農林振興局西米良駐在所	情報提供、指導等
上米良地域資源活用活性化協議会	ジビエ施設に関する情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設立日	平成24年3月30日（役場職員のみ） 平成25年4月1日時点で、対象鳥獣捕獲員58名を任命し、役場農林業関係職員6名と合わせて隊員64名
構成員	西都地区猟友会西米良支部の班編成に基づく有害鳥獣捕獲班及び村職員
隊員数	62名（平成28年10月末時点） うち狩猟免許取得者数60名 （銃猟免許44名、わな猟免許39名、網猟免許0名）
地 位	非常勤の特別職
活動内容	有害鳥獣の捕獲等の被害軽減対策を行う。
民間隊員の報酬	年額3,000円

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none">・捕獲個体の有効活用のためジビエ施設(上米良地区資源活用加工所)への持込みを推進する。・上記以外の捕獲個体は持ち帰り自家消費するなど適切に処分し、やむなく持ち帰ることができない場合は捕獲現場等で生態系等に影響を与えないよう適切な方法で埋設処理することを捕獲者へ周知徹底を図る。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品等への利活用を推進するものとし、捕獲後の適切な処理及び処理加工施設への持込みを推進する。施設については、より衛生的な処理ができるよう平成 29 年度に新たな処理加工施設を整備する予定である。施設での年間処理頭数は 350 頭以上を目標とし、捕獲班への捕獲推進とともに、捕獲鳥獣の適切な処理及び施設への持込みを推進する。食品への利活用は、精肉での販売を基本とし、精肉としての利用が困難な部分については、加工食品等での有効活用を図る。また、皮等の食品として利用できない部位についても商品化を検討し、捕獲した対象鳥獣全ての有効活用を図る。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--